

**第一部**  
**2015年度の「まとめ」**



## 第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

### 1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下基本的な計画）として策定し、2009年3月に閣議決定の運びとなった。そして2014年3月にはⅡ期目となる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」）が閣議決定され新たな5年間のスタートを切った。

「基本的な計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性が指摘されている。こうした期待と要請に応えていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（以下JMRA）では幅広く他の業種・業態の企業、団体にも参加を呼びかけて、2008年4月にJMRA内に「公的統計基盤整備委員会（以下、本委員会）」を設立した。その後、毎年の課題を設定し、公的統計への積極的な関わりを現在まで続けてきた。

第Ⅱ期基本計画では、2015年度（平成27年度）までに公的統計調査にプロセス保証のガイドラインを設けるとされ、国では2016年（平成28年）2月23日に「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の改定を行った。2016年度（平成28年度）には民間事業者へプロセス保証の適用検討を謳っており、今後国と民間事業者との間で詰めていくこととなろう。本委員会としても公的統計調査等の更なる民間委託を確実に促進するため、引き続き精力的な研究活動を行っていく。

### 1.2 委員会設立の目的

本委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間事業者としての体制・基盤整備に取り組むとともに、行政府省をはじめとする関係機関や学識者に民間事業者の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下に公的統計調査業務における「民間事業者の活用」が円滑に推進されることを目指す。

また、委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して、JMRAとしても「官・学・民」の連携、友好関係がより一層深まることを目指す。

### 1.3 委員会の構成

#### 1.3.1 参加企業及び委員

16社 2大学 2個人会員

イプソス(株)：金子 順勇

(株)インテージ：土屋 薫

(株)インテージ：中路 達也（2016年4月より）

(株) インテージリサーチ：飯田 房男  
(株) インテージリサーチ：鋤柄 卓也  
(株) SRDアソシエイツ：南條 晃一  
個人会員：岩間 伸之  
個人会員：小須田 巖  
(株) サーベイリサーチセンター：齋藤 禎彦  
(株) サーベイリサーチセンター：半田 文浩 (2015年12月まで)  
首都大学東京大学院社会科学部研究科：中山 厚穂  
(一社) 新情報センター：安藤 昌代  
(一社) 中央調査社：山中 博司  
(株) 東京サーベイ・リサーチ：芦川 勝彦  
東洋大学大学院社会学研究科：島崎 哲彦  
(株) 日経リサーチ：保坂 好寛  
(株) 日本能率協会総合研究所：大竹 正宏  
(株) 日本リサーチセンター：奥西 竜一  
(株) 日本リサーチセンター：武井 雅  
(株) 日本リサーチセンター：吉田 佳子  
(株) ビデオリサーチ：朝倉 真粧美  
(株) ビデオリサーチ：森 正実  
(株) マーケティング・サービス：大竹 延幸  
(株) マーシュ：里村 雅幸  
(一社) 輿論科学協会：井田 潤治  
(株) 三菱総合研究所：保坂 孝信  
JMRA：渡部 和典  
JMRA：杉村 寿夫 (2015年12月まで)  
JMRA：上杉 公志 (2015年12月より)  
JMRA：花田 佳奈 (2016年1月より)

### 1.3.2 組織体制

委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

#### (1) 全体会議

原則、月1回開催とし、委員会メンバーは全員参加とした。全体会議では学識者、各府省統計実務担当者を招いて、講演会並びに意見交換会を会議の前半に開催した。後半は、代表幹事、小委員会リーダー及び関連団体・学会等の担当委員よりの報告と質疑を行った。

## (2) 幹事会

### ① 幹事会の構成メンバー

担当理事	大竹 延幸	(株)マーケティング・サービス
顧問	島崎 哲彦	東洋大学大学院社会学研究科
委員長	中山 厚穂	首都大学東京大学院社会科学研究所
副委員長	岩間 伸之	個人会員
代表幹事	飯田 房男	(株)インテージリサーチ
代表幹事	齋藤 禎彦	(株)サーベイリサーチセンター
代表幹事	武井 雅	(株)日本リサーチセンター
代表幹事	保坂 好寛	(株)日経リサーチ
幹事	芦川 勝彦	(株)東京サーベイ・リサーチ
幹事	井田 潤治	(一社)輿論科学協会
幹事	鋤柄 卓也	(株)インテージリサーチ
幹事	森 正美	(株)ビデオリサーチ
幹事	山中 博司	(一社)中央調査社
JMRA 事務局長	渡部 和典	
JMRA 事務局次長	杉村 寿夫	(2015年12月まで)
JMRA 事務局	上杉 公志	(2015年12月から)
JMRA 事務局	花田 佳奈	(2016年1月から)

### ② 幹事会の役割

委員会運営に責任を持つ

- ・活動方針の素案を作成
- ・活動に必要な人材の確保と円滑な運営の検討
- ・関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ・関係機関等主催の研究会、委員会及び「意見交換会」への参加
- ・各府省等から求められる意見招請等に対応して原案を作成し、協会の手続きを経て意見書(パブリックコメント)を提出する
- ・府省からの調査依頼や案内について、会員社へ広報の承認
- ・統計委員会、官民競争入札等監理委員会の傍聴
- ・委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

### (3) 小委員会

2015年度は、2014年度に引き続き委員会の中に次の3つの小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、公的統計の基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。

#### ① 市場動向分析小委員会

(リーダー：齋藤委員、サブリーダー：森委員、鋤柄委員)

②ガイドライン推進小委員会

(リーダー：井田委員、サブリーダー：武井委員、保坂(好)委員)

③資格制度検討小委員会

(リーダー：山中委員、サブリーダー：芦川委員)

\*2016年1月より、リーダー芦川委員、サブリーダー山中委員となる。

## 第2章 公的統計基盤整備委員会の活動

### 2.1 年間活動の概要

2015年6月に、委員会活動の成果を取りまとめた「公的統計に関する年次レポート2014 報告書」を刊行し、関係府省、団体を表敬訪問した。6月上旬に第1回幹事会を開催し、2015年度の委員会活動方針案の検討を行った。2015年度の委員会活動は7月度を第1回目の委員会としてスタートすることになり、2016年5月のJMRA総会までを一つの区切りとした。その間、委員会の開催は10回を数え、府省をはじめとする講演会を4回開催し、その成果として「公的統計に関する年次レポート2015 報告書」を刊行することとなった。以下、活動内容を記す。

### 2.2 関係各府省等への表敬訪問

「公的統計市場に関する年次レポート2014 報告書」の完成後、各府省統計主管部署のトップ、担当部署並びに関係機関等へレポートを持参した。総務省政策統括官並びに統計局長へは、JMRAとして協会長並びに担当理事が表敬訪問を実施した。1年間の委員会活動の取組み、2015年度の活動方針等を初めとしてレポートの内容を説明するとともに、民間事業者の立場から公的統計に関する意見交換を行った。

なお国においては、2016年度より統計委員会と公共サービス改革推進室を内閣府から総務省へ所管を移した。引き続き動向を注視していくとともに実りある連携をしていきたい。

表 I -2-1 表敬訪問先一覧

府省等	訪問先
総務省	政策統括官(統計基準担当)
	統計局
内閣府	公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局
	政府広報室
経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室
	大臣官房調査統計グループ総合調整室
	大臣官房調査統計グループ統計企画室
	大臣官房調査統計グループ構造統計室
	大臣官房調査統計グループ統計情報システム室
農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官
厚生労働省	大臣官房統計情報部

## 2.3 委員会の開催

2015年度の本委員会は、7月から月1回を定例として、5月末までに計10回開催した(6、8月は休会)。委員会当日は、全体会議の前に幹事会を開催し、その後全体会議、小委員会の開催を基本パターンとした。全体会議では、前回委員会開催日以降の活動状況である、各府省への表敬訪問、国の統計調査に関連する委員会(内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会)の傍聴、各府省の統計主管部署とのコンタクト、関係機関・関連団体等の動向について、代表幹事より報告を行った。

また、全体会議の中で、有識者や統計等実務の関係者を講師に招いて、講演会、意見交換会を開催した。

小委員会は、全体会議の後に開催し、各小委員会のグループ単位での調査研究報告等の活動を行った。

## 2.4 全体会議における講演会・意見交換会

講演については幹事会で検討し決定した。講演の依頼にあたっては、代表幹事とJMRA事務局が講演の依頼先とコンタクトを取り、テーマ等につき協議を行った。

2015年度は、多くの民間委託を実施している経済産業省より調査統計システムについて、総務省よりICTの進展に伴う公的統計の最先端の説明と公的統計調査の原点である統計調査員の現状と今後について、そして川崎茂氏より「第Ⅱ期基本計画」が進展する中で公的統計の現在の課題について講演をいただいた。

これらは公的統計調査等の民間委託に際し、民間事業者の知見を高め、深い理解を得るために招請した。本委員会のメンバーのみならずJMRA会員社に広く周知し各回とも多数の聴講者を得て、質疑応答も活発に行われた。

表 I -2-2 JMRA 委員会における講演会・意見交換会

時期	委員会	講演タイトル	所属	講師
7月 9日	第1回	「経済産業省 調査統計システムの概要について」	経済産業省調査統計グループ統計情報システム室	平野 豊氏 諸岡 英行氏 飯島 勇氏
11月 11日	第4回	「統計におけるオープンデータと地方創生」	総務省統計局統計情報システム課	中原 和郎氏
2月 19日	第7回	「国の統計調査員の現状と今後について」	総務省政策統括官付	市川 宏氏 吉村 直樹氏
3月 11日	第9回	「公的統計の最近の課題と今後の方向性－統計の品質とリソースを中心として－」	日本大学経済学部	川崎 茂氏



## 2.5 小委員会の活動

小委員会が今年度注力した課題については次の通りである。詳細については第二部に詳しく報告があるので参照されたい。

### 2.5.1 市場動向分析小委員会

本小委員会の研究は「落札情報の収集」と「調査インフラ等に関する実態調査」の実施である。前者については当該年度の情報収集で毎年確定情報とするには時間が足りなく、各委員は年度を越えて情報収集にあたっている。公的統計調査委託先が JMRA 会員かどうかというカテゴリーで、本委員会のプレゼンスを表しており、備考には複数年契約情報を掲載している（表 3-1-2）。後者において会員社の負担がかからなように調査票を大きく見直したことで、回収率の上昇がみられた。回収率も公的統計調査に会員社のベクトルが向いているかどうかを示す貴重な数字と言える。巻末資料を参照されたい。

### 2.5.2 ガイドライン推進小委員会

毎年各府省等の入札案件を入手して、仕様書の完成度をチェックし、必要に応じて提言も行っている。今年度は内閣府公共サービス改革推進室官民入札等監理委員会が 2015 年(平成 27 年)3 月 17 日に公表された「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方」に記載の「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」を基本に据え、必要に応じ総務省「各府省統計主管課長等会議申し合せ」の 2012 年(平成 24 年)4 月 6 日付「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を参考にした。前者は、一者入札の改善を図り応札者を増やして競争性を高め、各府省が効率的に実施要項を作成するために作られたもので、入札要項を作成する指標として大変適確であると判断しており今年度の分析に採用した。

### 2.5.3 資格制度検討小委員会

統計検定センターへの協力を引き続き行った。また昨年度開講した統計調査士・専門統計調査士統計検定講座は二期目を迎えた。一期目の問題点や課題を改善するとともに、テキストの充実を図り、また収支の改善も合わせて行った。統計調査士・専門統計調査士制度は会員社の社員のキャリアアップを目指すものであり、企業等組織が認証を受ける国際品質保証 ISO20252 と併せて、公的統計を担うものの両輪である。資格取得は民間事業者の品質確保へ向けた有益な施策であり、今後とも継続して支援を行いたい。

## 2.6 各府省、関係機関とのコンタクト

### 2.6.1 総務省政策統括官(統計基準担当)

「第Ⅱ期基本計画」では、公的統計調査へのプロセス保証導入は、2015 年度(平成 27 年度)末まで実施となっており、国においては地方自治体、団体、民間企業

等とのヒアリングを進めてきた。JMRA とは 2015 年 9 月 28 日総務省において、政策統括官主催のもと各府省関係者で構成するワーキンググループとの意見交換会があった。JMRA から 4 社が参加し、ISO20252 認証取得会社 2 社と非取得会社 2 社という構成で、各社の品質に対する取組及びその成果を説明した。国においては公的統計調査へのプロセス保証の着地点を探る会議であった。そのようなプロセスを経て、2016 年 3 月 23 日に「公的統計の品質保証に関するガイドライン」改訂版が出された。

民間事業者の活用に係るガイドラインへのプロセス保証の考え方を導入する方向については、「2016 年度(平成 28 年度)末までに結論を得る」(「第Ⅱ期基本計画」別紙 2)としている。公的統計調査へのプロセス保証導入に加え、2016 年度は、さらに民間事業者とりわけ JMRA 会員社にも影響があることは確実であり、国と連携をとって進めていきたい。

## 2.6.2 総務省統計局

公的統計調査の総本山ともいえる統計局には、JMRA の会長が表敬訪問しているほか、公的統計調査の具体的手法、ICT を駆使したデータの利活用等について会員各社が指導を受けている。JMRA では 2014 年度に「統計におけるオンライン調査システムの概要」と「平成 27 年国勢調査の概要」について講演をいただいているが、今年度も「統計におけるオープンデータと地方創生」と題したテーマで講演をいただいた。これは公的統計調査で収集されたデータを、どのように活用できるか、されているかといった内容で、民間企業特に調査会社としては興味深い内容であった。調査会社は、データ収集とそれを活用したマーケティングという両面があり、公的統計調査の枠を超えて聴講する方が多かった。

## 2.6.3 内閣府公共サービス改革推進室

(2016 年 4 月より総務省公共サービス改革推進室)

官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会の事務局である内閣府公共サービス改革推進室に、「公的統計市場に関する年次レポート 2014」の報告・説明のため訪問し、あわせて意見交換の機会を持った。公的統計調査の分野は事業評価が概ね順調な結果となっており、新プロセス移行の案件が数多く出ている。官民双方の努力の結果である。

2015 年 8 月 25 日から 9 月 18 日までの間、「『公共サービス改革基本方針』の見直しに関する意見募集」の掲示があり、JMRA として意見を提出した。内容は、公共サービス改革法(以下公サ法)案件の仕様書は実施要項に適格であり情報公開の点から高く評価しているとした上で、一者応札の弊害等の改善のために対象事業を拡大してほしいということと、併せて公的統計調査にプロセス保証の導入が推進されているので(「第Ⅱ期基本計画」)、プロセス保証のベースとなっている調査の国際規格である ISO20252 または同等のプロセス保証を導入するような方向で実施要項作成を要望した。

## 2.6.4 関係委員会の傍聴(内閣府統計委員会等)

公的統計の改善・改革の審議が行われる内閣府統計委員会及び内閣府官民競争入札等監理委員会に対し、本委員会としても傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した。

表 I-2-3 関係委員会の傍聴

傍聴した委員会名	開催日	本委員会と関連する主な議題
第 88 回統計委員会及び基本計画部会	2015 年 6 月 25 日	平成 26 年度統計法の施行状況について等
第 89 回統計委員会及び基本計画部会	2015 年 7 月 23 日	サービス統計・企業統計部会の審議状況について(小売物価統計調査)(報告)等
第 90 回統計委員会及び基本計画部会	2015 年 8 月 27 日	サービス統計・企業統計部会の審議状況について(小売物価統計調査)(報告)等
第 91 回統計委員会及び基本計画部会	2015 年 9 月 17 日	平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅱ期基本計画関連分)について等
第 92 回統計委員会及び基本計画部会	2015 年 10 月 26 日	統計委員会委員の発令について等
第 65 回全国統計大会	2015 年 11 月 19 日	シンポジウム「平成 27 年国勢調査の結果データの利活用」
第 94 回統計委員会及び基本計画部会	2016 年 1 月 21 日	「社会生活基本調査の変更について」等の諮問に対する答申等
第 169 回官民競争入札等監理委員会	2016 年 3 月 9 日	サービス産業動向調査等の事業の評価(案)について他
第 50 回施設・研修等分科会(官民競争入札等監理委員会)	2016 年 3 月 14 日	「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について

< 第 65 回全国統計大会 >

基調講演「国勢調査はどう活用されているか？」明治大学教授 加藤 久和氏  
シンポジウム座長：日本大学経済学部教授 川崎 茂氏

## 2.6.5 農林水産省

農林水産省では統計調査員の高齢化と減少に伴い、2015 年度より専門調査員の募集をかけることとなった(2014 年度レポート既報)。「農林水産統計専門調査員の募集に向けてのお願い(平成 27 年 10 月)」との依頼状が JMRA 宛てに届き、HP に掲載する等して会員社に告知した。

また仕様書等について本委員会と意見交換を実施した。

## 2.6.6 厚生労働省

2015 年 7 月に民間委託についての意見交換会があった。内容は、業務範囲、品質確保のための仕様のあり方、オンライン対応時の諸問題等々であった。民間への委託に際し、透明性を確保し、公正な競争条件を確保するために鋭意検討されていることに本委員会としても賛同し、今後も民間委託を推進していくための意

見交換会を歓迎する。

#### 2.6.7 経済産業省

JMRA の管掌府省としての経済産業省であるが、毎年調査統計グループの関係部署に本レポートの説明をしており、講演も数度いただいている。今年度は統計情報システム室に、経済産業省の調査統計システムである「STATS」の紹介と説明をいただいた(表 I-2-2)。莫大な企業系データをコントロールする基幹システムであり、JMRA 会員社にとってはシステムについての理解を大変深めることができた。また経済産業省は民間委託を積極的に行っている府省であり、「調査統計グループの統計調査における民間委託状況」の資料提示があった(巻末資料)。今後とも民間委託を推進すべく、JMRA としても協力していきたい。

## 2.7 関係機関、団体等の動向

### 2.7.1 一般社団法人 日本品質管理学会(担当：武井代表幹事)

今年度の活動としては、『『公的統計調査のプロセス指針と要求事項』委員会原案』に関するパブリックコメント募集があげられる。

これは、2015年8月15日に学会会員に対してメールされたものである。それには「日本品質管理学会 統計・データの質マネジメント研究会<sup>1</sup>による作業原案作成、審議委員会による審議を経て委員会原案 JSQC-Std 79-001『公的統計調査のプロセス指針と要求事項』』についてのパブリックコメントの募集とあった。

「日本品質管理学会 統計・データの質マネジメント研究会」とは2010年～2013年に行われた活動であり、JMRAも公的統計の関わりから参加を求められ活動してきた。筆者はそのメンバーであった。この研究会の活動は月刊誌「統計」(2014年6月号)で「特集：統計・データの質マネジメント」として紹介されている。筆者も「マーケティング・リサーチにおけるデータの品質」というタイトルで執筆をした。

今回の「公的統計調査のプロセス指針と要求事項」はその序文に「2012年に第2版が発行された ISO20252『市場・世論・社会調査—用語及びサービス要求事項』は、公的統計に限らず、広く市場・世論・社会調査を対象にしたものであり、調査を構成する諸プロセス要素が適切な基準に従い、検証可能かつ一貫した方法で実施されることを確実にするための要求事項を定めた国際規格である。本規格は、この ISO20252 を基に、公的統計調査のプロセスに対する要求事項及び指針を定めたものである」とあるように、ISO20252 が基本となっている。パブリックコメントへの JMRA の対応は公的統計基盤整備委員会及び ISO20252 認証協議会でも議論された。そもそも品質管理学会会員への依頼ということから、両委員会の委員である筆者が一学会員の立場で対応することとなった。

「統計・データの質マネジメント研究会」の結論では公的統計にも ISO20252 の適用は可能<sup>2</sup>としたが、民間委託はともかくも法定受託として自治体が主導する公的統計の場合は調査員教育、インスペクションなどにおいて対応が難しい面があると思われる。今回の意見には自治体や各種団体等の現場からも意見がでてきていると聞いている。また、公的統計の管理的立場である総務省統計局政策統括官(品質管理学会賛助会員)においても議論されていると聞いている。それらを踏まえての品質管理学会による修正版が2016年6月には発行されることになっている。

なお、2015年9月28日に総務省政策統括官付統計企画管理官室を事務局とする各府省の統計関係者と「統計調査の実施過程の質に係る民間事業者との意見交換」が行われた。統計企画管理官室と JMRA との意見交換はほぼ年に1度のペースで行われてきている。今回は JMRA 及び ISO20252 取得会社、未取得会社という指定のもとで行われた。筆者も取得会社の立場で参加している。

<sup>1</sup> この研究会は当時、統計数理研究所副所長であった椿広計先生が主査として行われたものである。椿先生は現在、統計開発センターの理事長となっておられる。

<sup>2</sup> 月刊誌「統計」(2014年6月号)

この意見交換では事務局より提示された「統計調査の実施過程の質の評価事項及びチェック事項(素案)」に対して JMRA 会員社が見解を述べるとともにそれに対する質疑という形で行われた。この素案には ISO20252 規格の実務への反映事例が多く記載されている。また、前述した「公的統計調査のプロセス—指針と要求事項」からの反映も見られる。意見交換ではチェック事項に対して民間事業者が対応可能かどうか、問題点や補足などについてこれまでにない活発な意見及び質疑が交わされた。事務局メンバーには前述の「統計・データの質マネジメント研究会」メンバーがいる点、その研究会を主幹された現在は統計開発センター理事長の椿広計氏もオブザーバーとして出席されている点から意見交換の結果は前述の「公的統計調査のプロセス—指針と要求事項」の修正版にも反映されているものと推察される。また、「平成 28 年度末までに結論を得る<sup>3)</sup>」とされている「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」にも反映されるのではと注目しているところである。

## 2.7.2 一般社団法人 日本統計学会(担当：大竹担当理事)

(一社)日本統計学会が2011年に創設した「統計検定」は2015年で5年目を迎えた。受験者数は着実に増加しており「統計検定」が定着しつつある。

統計調査士、専門統計調査士試験では、5年間の経過処置として、実務上の経験を評価し筆記試験と合算する処置が執られてきたが、その経過処置は2015年で終了となった。

2015年11月29日に実施された試験の、1級、2級、3級、4級、統計調査士、専門統計調査士の試験申込者数は6,529人(受験者数:4,877人)であり、合格者数、合格率は以下の表の通りである。

表 I-2-4 試験結果概要

試験結果概要				
検定種別	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1級「統計数理」	415	244	26	10.70%
1級「統計応用」	450	249	56	22.50%
2級	2,521	1,777	810	45.60%
3級	1,992	1,647	990	60.10%
4級	400	347	246	70.90%
統計調査士	503	404	148	36.60%
専門統計調査士	248	209	67	32.10%
合計	6,529	4,877	2,343	

出典：統計検定ホームページ

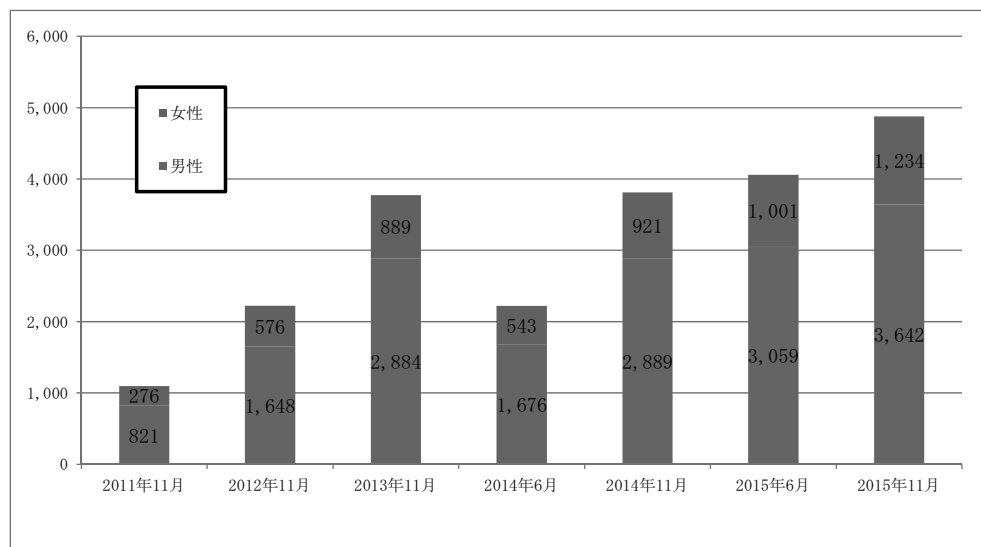
2015年の6月21日に実施された準1級、2級、3級、4級の試験の試験申込者数は5,317人(受験者数:4,062人)であり、6月試験と11月試験を併せた試験申込者数は11,846人(受験者数:8,939人)であった。

5年間の受験データを統計検定ホームページから引用してみると、受験者数が着実に

<sup>3)</sup>第Ⅱ期公的統計の整備に関する基本的な計画(2014年3月)の「別表今後5年間に講ずる具体的施策」に記載されている。

増加していることがわかる。

図 I-2-1 受験者総数推移



出典：統計検定ホームページ

統計調査士と専門統計調査士の受験者数と合格率をみると

表 I-2-5 統計調査士と専門統計調査士の推移

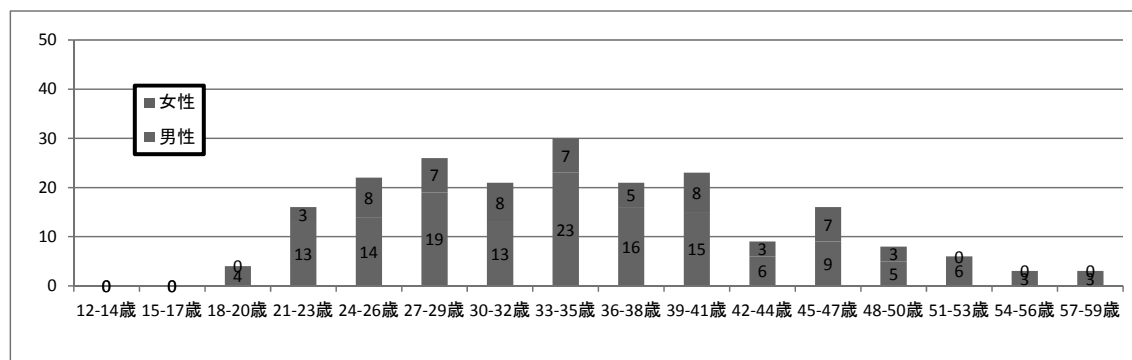
年	調査士種別	受験者数	合格者数	合格率
2011年	統計調査士	286	167	58.4%
	専門統計調査士	258	206	79.8%
2012年	統計調査士	302	149	49.3%
	専門統計調査士	205	107	52.2%
2013年	統計調査士	403	170	42.2%
	専門統計調査士	229	93	40.6%
2014年	統計調査士	410	156	38.1%
	専門統計調査士	227	88	38.8%
2015年	統計調査士	404	148	36.6%
	専門統計調査士	209	67	32.1%

出典：統計検定ホームページ

統計調査士の受験者数は増えている一方、専門統計調査士は横ばいである。また合格率は統計調査士、専門統計調査士共に下がっており、専門統計調査士で顕著である。

専門統計調査士の受験者年齢の分布をみると、30歳代の受験者数が多く、この傾向は2011年以降一貫している。特徴的なのは18歳～23歳という大学生と思われる受験者が若干みられ、2011年0人、2012年4人、2013年26人、2014年24人、2015年20人となっている。

図 I-2-2 専門統計調査士の受験者年齢分布(2015年11月)



出典:統計検定ホームページ

参考文献:統計検定ホームページ

<http://www.toukei-kentei.jp/past/> (2016年5月18日閲覧)

### 2.7.3 一般社団法人 社会調査協会(担当:保坂代表幹事)

(一社)社会調査協会(以下、社会調査協会)が認定している社会調査士、専門社会調査士の2015年度の認定状況は以下の通りである。

※社会調査協会HPより引用

表 I-2-6 社会調査士・専門社会調査士資格取得者数

	社会調査士	社会調査士(キャンディデート)	専門社会調査士	第8条規定
2004年度	167名	530名	0名	301名
2005年度	449名	1,109名	1名	424名
2006年度	999名	1,609名	9名	290名
2007年度	1,455名	1,929名	25名	257名
2008年度	2,067名	2,269名	45名	171名
2009年度	2,612名	2,349名	40名	129名
2010年度	2,829名	2,294名	52名	129名
2011年度	2,938名	2,224名	41名	107名
2012年度	2,843名	2,201名	72名	126名
2013年度	2,763名	2,122名	69名	106名
2014年度	2,748名	1,798名	56名	102名
2015年度	2,487名	1,851名	59名	101名
合計	24,357名	22,285名	469名	2,243名

社会調査士は学部卒業生が単位を取得し社会調査協会に申請することで認定しているが、2008年度以降毎年安定して2千名以上を認定している。社会調査士取得者数は2015年度には2.5万人に迫っている。



専門社会調査士は大学院を修了する者に対して単位と修士論文を含む論文の審査で認定するケース（正規）と、すでに社会人となっている教員や実務家を対象として論文審査と業績等によって認定するケース（8条規定）がある。2015年度は、専門社会調査士（正規）が59名認定された。専門社会調査士（8条規定）は、「教員」「実務者」「院生」に分類され、合計で101名が認定された。

表 I-2-7 専門社会調査士（正規）の認定者数（申請者・認定者は単位：人）

	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
申請者	63	59	72	77	44	57
認定者	59	56	69	72	41	52
合格率	94%	95%	96%	94%	93%	91%

表 I-2-8 専門社会調査士（8条規定）の認定者数（申請者・認定者は単位：人）

	2015年			2014年			2013年			2012年		
	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率
教員	88	76	86%	94	84	89%	103	88	85%	122	103	84%
実務者	21	17	81%	15	13	87%	14	11	79%	25	19	76%
院生	11	8	73%	8	5	63%	9	7	78%	9	4	44%
合計	120	101	84%	117	102	87%	126	106	84%	156	126	81%

#### 2.7.4 公益財団法人 統計情報研究開発センター(担当：岩間副委員長)

公益財団法人統計情報研究開発センター(以下、シンフォニカ)と本委員会は、統計検定の統計調査士・専門統計調査士試験に有効な研修や出版物についての情報収集と情報交換を適宜行っている。

本委員会の活動と関係するシンフォニカの事業は、次の3つである。①自治体等統計職員対象の「統計実務基礎研修」②「統計実務基礎知識」発行③「統計調査員のしおり」発行。本委員会では「統計調査士」「専門統計調査士」の受験学習に向けて統計実務基礎研修と関係書籍（統計実務基礎知識、統計調査員のしおり）を会員社に広報した。統計実務基礎研修の年度別受講者(JMRA 会員社)は、以下の通りである。2012年度は31人、2013年度は27人、2014年度は28人と30人前後で推移していたが、2015年度は会員社への広報の遅れにより7人と大幅に減少した。

表 I-2-9 JMRA 会員社の「統計実務基礎研修」受講社・受講者数の推移

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
社数	10	8	8	3
人数	31	27	28	7

今年度受講者数が大幅に減少したとはいえ「統計実務基礎研修」は、公的統計を理解する上で最適な講座と考える。参加費用も 7,000 円(テキスト代込み、2016 年度も据え置き価格)と格安であり、統計調査士の資格取得を目指す人びとに推奨する講座である。本講座は、2016 年度も 6 月 2 日～3 日の 2 日間で実施される。また、上記 2 種類の書籍は、公的統計に携わる社員と調査員の研修に有効と考え、本委員会として購読を推奨する。「統計実務基礎知識」(5 月中旬発行、販売価格 3,615 円税込)は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍である。また、「統計調査員のしおり」(3 月発行、価格は 320 円)は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事内容について、正しい知識を持つことを目的に編集されたものである。統計調査員の実務を理解でき「統計調査士」受験に有効な書籍である。上記 2 冊とも、総務省政策統括官(統計基準担当)の監修で作成されたテキストである。今秋 11 月 27 日に実施される「統計検定」の「統計調査士」「専門統計調査士」の受験者は、統計実務基礎研修の受講や「統計実務基礎知識」、「統計調査員のしおり」をぜひ読んで試験に臨んでほしい。

## 2.7.5 ISO20252 認証協議会(担当：渡部事務局長)

ISO20252 認証協議会は、調査品質安定によるリサーチに対する顧客の信頼性向上と国際的な個人情報保護意識向上への対応策として、ISO20252 の普及促進を行っている。2015 年度は、主に次の活動を行った。

### (1) 2015 年度の活動

#### ① 国際会議への参加と準備会での議論

ISO/TC225 (225 番目の Technical Committee) 内に設置された WG3 (3 番目の Working Group) に参画し、ISO/DIS19731(Web Analyses)に関する国際規格の検討を行った。2015 年度末時点で DIS (Draft International Standard: 第一次国際投票に付すドラフト)の段階まで検討が進んでおり、順調に行けば 2017 年の遅くない時期に正式な国際規格として発行の見通しである。

JMRA は日本のリサーチ業界の代表として ISO/TC225 のメンバーとなっており、ISO20252 認証協議会の準備会で、情報収集と日本の意見を ISO 機関に伝えるパイプ作りを目的に、経済産業省、日本規格協会と情報交換を行いつつ、国際会議に専門委員を派遣し、ドラフトの内容確認や投票、コメント等の意見表明を行った。

#### ② ISO26362 認証スキーム整備に着手

ISO/TC225 において、ISO20252 の次期改定時(2017 年度の見込み)に、ISO26362(Access Panels)を「ISO20252:Part2」として組み込むことが 2016 年 3 月の ISO/TC225 第 9 回総会で決定されたが、組み込みを「Parts 方式」と「Annexes 方式」のどちらにするかは引き続き検討されることになった。この決定をもって、日本でも ISO26362 の要求事項を組み込んだ認証スキームを整備する検討に入った。

### ③ 公的統計基盤整備委員会との連携と府省の情報交換

公的統計における民間活用の基盤整備を目的とする公的統計基盤整備委員会と連携し、府省に対して意見交換会などの場で ISO20252 の有用性をアピールするとともに、公的統計における「プロセス保証」担保に関する情報提供を行った。

### ④ ISO/TC225 国内委員会と運営を分離

従来、ISO20252 の認証スキームオーナーとしての協議会の活動と、経済産業省および J I S (日本工業標準調査会) から国内審議団体として委嘱を受けた ISO/TC225 国内委員会の活動とは、明確には区分されていなかった。経済産業省からの指導もあり、両者の運営規程を再整備するとともに、組織体として分離した運営を徹底させた。2016 年度以降、ISO20252 認証協議会は「ISO/TC225 国内委員会」と「マーケティング・リサーチ規格認証協議会(英文名: Japan Certification Council for Marketing Research (JCCMR))」と 2 つに分かれ、上記活動のうち前者が「①」を、後者が「②・③」の活動を行う。

## (2) 2016 年度の活動予定

### ① 認証取得支援のためのセミナー、アンケート等の実施

リサーチユーザー、リサーチ会社、審査機関、府省ともに議論を進め、国際規格である ISO20252 の普及促進に努める。

### ② 国際会議への参加と日本からの意見提出

国際審議団体として ISO/TC225 等の国際会議に参加し、ISO/DIS19731 (Web Analyses) や ISO20252 の組み込み方式の決定のモニタリング等を行いつつ、日本からの要望を伝えるとともに各国での本規格取得状況等の情報収集を行う。

### ③ 連携活動

公的統計基盤整備委員会と連携し、公的統計業務における ISO20252 の「プロセス保証」への活用、入札案件での加点ポイント化等を働きかけていく。

ISO/TC225 (225 番目の Technical Committee) において、新たに WG3 (3 番目の Working Group) が設立され、Web Analysis に関する国際規格が企画検討されることとなった。

国際審議団体として ISO/TC225 (Technical Committee) 等の国際会議に参加し、日本からの要望を伝えるとともに各国での本規格取得状況等の情報収集を行う。

## 2.7.6 公益財団法人 日本世論調査協会 (担当: 山中幹事)

公益財団法人日本世論調査協会の 2015 年度事業は、大小 2 種類の研究会開催に集約される。

1 つ目は年度研究大会である。2015 年度は 11 月 13 日に中央大学駿河台記念館で開催された。大会前半は公募研究発表として、全 4 組 5 名の研究者が成果を発表した(各組 20 分)。後半は「世論調査の現状～第二次安倍政権以降の世論調査を語る」を主題として、埼玉大学松本正生教授の司会のもと、新聞社および通信

社の世論調査担当4名が世論調査の現況と今後の課題などをシンポジウム形式で議論した。なお、当日の講演・発表の内容は協会報「よろん」(117号・2016年4月発刊)に掲載されている。

2つ目は特定のテーマに即した研究会で2回開催された。1回目は2015年9月15日に「スコットランド住民投票とイギリス総選挙における世論調査」をテーマに早稲田大学谷藤悦史教授が、2回目は2016年3月8日に「平成27年国勢調査の実施状況について」をテーマとして総務省統計局国勢調査課長の岩佐哲也氏がそれぞれ現況を報告し、参加者との質疑応答・議論を深めた。

#### 2.7.7 一般社団法人 日本経済団体連合会（担当、上杉事務局員）

一般社団法人日本経済団体連合会（以下、経団連）では5年前に国に対して統計に関して政策提言を行っている。環境変化に伴い2016年度に新たに提言を行うために、JMRAと「公的統計調査における民間事業者の活用と育成について」という趣旨で意見交換を行った。

経団連は産業の育成を目指す団体であると同時に、統計調査の報告者並びに利用者の立場でもある。JMRA会員社は統計調査事業の受託会社であると同時に、調査対象である民間事業者の声を直に聞くことができる。両者は民間事業者へ委託する際、統計の品質をどう担保するかという問題意識(総合評価方式の採用やISO20252)を共有できる立場であり、今後も機会を見つけて意見交換をしていきたい。

## 第3章 中央府省の公的統計調査を含む民間委託の状況

### 3.1 2015年度公的統計調査の民間委託の状況

#### 3.1.1 調査手順

##### (1) 民間事業者を活用している公的統計をリストアップ

公的統計調査における民間事業者の活用については、毎年発表される「統計法施行状況報告」において、「調査企画、実査準備、実査、内容検査、データ入力、チェック等、統計表作成」等、12のプロセスごとにその状況(民間委託実施率)が報告されている。ちなみに現時点で最新の2014年度(平成26年度)6月25日の報告では、公的統計調査のうち「228統計調査中190統計調査(全体の83.3%)において、何らかの事務について民間委託を実施している」とある。このうち、データ入力が73.9%と圧倒的に多いが、実査準備、実査、内容検査、符号付け、チェック、統計表作成は50%前後の委託率であり、これはJMRA会員社の事業領域に合致しているので、対応できる案件はほぼ半数とみることでもできる。

ここでは、個別案件の正確な情報を得るため、公的統計調査の民間事業者を活用した案件について総務省政策統括官(統計基準担当)が毎月発行している「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「統計月報」)を閲覧し、調査方法の記述で、調査の系統の項目が「民間事業者」と記述されている公的統計調査をリストアップして民間委託案件とした。このほかにも、「1.基幹統計調査 2.一般統計調査」一覧(総務省)、昨年度調べた案件で調査周期が毎年となっているもの、また、「統計月報」には記載されていないが明らかに民間事業者を活用した案件を確認してリストアップを行った。

##### (2) 委託先と契約金額の確認

公的統計調査の案件ごとに、各府省のホームページに掲載されている調達情報、主として「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表」から、委託先と契約金額を確認した。調達情報として公表されていないものは、特に「公的統計」という識別はされていないため、膨大な調達件数の中から該当する案件を確認をした。また、本委員会が求めているのは2015年度に実施された公的統計調査についてであるが、2015年度の4月以降の調達情報として公表されているデータだけでは、捕捉できない。たとえば、4月1日から実施する調査は、前年度には落札者、落札金額が決まっているため、2014年度の調達情報に遡って確認する必要がある。また、複数年契約の公的統計調査の場合、初年度のみ記載もあり次年度以降見落とししてしまう可能性もあるので注意を要した。

##### (3) 各府省へのヒアリング

最終的には、調達情報で確認できなかったものについては、各府省の公的統計調査を統括している部署や実施部局、会計課に協力をお願いして確認した。

総務省政策統括官(統計基準担当)には、各府省の公的統計で民間事業者を活用

して実施している情報を把握していることから、実施部局に照会して民間事業者活用の実態を把握し、その最新情報を迅速に開示することを要望したい。また併せて、「統計月報」の発行時点を現状(数ヶ月前の内容)より少しでも早めていただくことをお願いしたい。

なお、集計データについては、以下の点に留意していただきたい。

- ・ 契約金額は「税込み」。
- ・ 複数の異なる公的統計を一本化して発注している調査がある。本数としてはそれぞれの調査を1本とカウントしているが、契約金額は合算している。
- ・ 複数年契約となっている公的統計調査の契約金額は、年度ごとの金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は単年度ベースに換算して集計した。
- ・ トレンド表は原則5年を限度とした。

### 3.1.2 委託の規模

民間事業者を活用した公的統計調査は91本、契約金額は60.1億円であり、2014年度に実施された公的統計調査(基幹統計調査、一般統計調査)に比べ数では2本、金額では4.2億円増加した。2011年度に比較しても7本(108.3%)、7億円(113.2%)増加しており、公的統計調査の民間委託は着実に進んでいることが見てとれる。

2015年度も経済産業省「経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査)」が実施され、JMRA会員社が約13.5億円の規模で受託している。本調査は2016年度であり引き続き委託の規模は高原状態が続く。2011年度より委託されている経済センサスは企業の国勢調査であり、この大型調査を民間企業が着実に実施することで、今後とも民間企業とりわけJMRA会員社の貢献を大きなものとしたい。

表 I -3-1 民間事業者を活用した公的統計調査

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
本数 (本)	84 (100.0)	106 (126.2)	97 (115.5)	89 (106.0)	91 (108.3)
金額 (億円)	53.1 (100.0)	61.4 (115.6)	40.6 (76.5)	55.9 (105.3)	60.1 (113.2)

注 ( )内は、2011年度を100としての指数。

### 3.1.3 委託先別の状況

本数ベースでは、受託本数が最も多いのは「JMRA会員社」の36本(38%)で、初めてトップとなった。次いで「その他民間」の34本(36%)、「団体」15本(16%)、「シンクタンク」6本(6%)となる。全体の委託本数が増加した分をJMRA会員社がほぼ受託したということとなる。「JMRA会員社」は2011年度からの推移では22本(26%)から36本(38%)と大幅な増加である。

契約金額ベースでは、「JMRA 会員社」の契約金額が 42.1 億円と 2014 年度の 38.1 億円から増加となった。新しく増えた公的統計調査を受託した結果である。

「JMRA 会員社」は 70%のシェアを占め、委託先別で突出している。次いで「その他民間」9.8 億(16%)、「シンクタンク」5.4 億円(9%)、「団体」2.8 億円(5%)となっている。

委託先別の平均受託単価は、「JMRA 会員社」1 億 1,694 万円、「シンクタンク」9,000 万円、「その他民間」2,882 万円、「団体」1,867 万円となっており、「JMRA 会員社」・「シンクタンク」と「その他民間」・「団体」との差が相変わらず大きい。

表 I -3-2 委託先別の状況①(本数)、( )内は構成比:%

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
JMRA 会員社	22( 26 )	32( 30 )	32( 33 )	31( 35 )	36( 38 )
シンクタンク	15( 18 )	17( 16 )	11( 11 )	5( 6 )	6( 6 )
その他民間	32( 38 )	36( 34 )	35( 36 )	39( 44 )	34( 36 )
団 体	15( 18 )	20( 19 )	19( 20 )	14( 16 )	15( 16 )
非公表	0( 0 )	1( 1 )	0( 0 )	0( 0 )	3( 3 )
合 計	84(100 )	106(100 )	97(100 )	89(100 )	94(100 )

注 1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注 2 「非公表」とは委託先、委託金額等入札情報が非公表の調査をいう。

表 I -3-3 委託先別の状況②(契約金額：億円)、( )内は構成比:%

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
JMRA 会員社	32.9( 62 )	36.6( 60 )	19.2( 47 )	38.1(68 )	42.1( 70 )
シンクタンク	11.5( 22 )	13.0( 21 )	7.4( 18 )	4.5( 8 )	5.4( 9 )
その他民間	6.2( 12 )	9.1( 15 )	8.9( 22 )	10.1(18 )	9.8( 16 )
団 体	2.6( 5 )	2.7( 4 )	5.1(13 )	3.2( 6 )	2.8( 5 )
合 計	53.1(100 )	61.4(100 )	40.6(100)	55.9(100)	60.1(100)

注 1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注 2 「非公表」3 件を除いた金額である。

### 3.1.4 府省別の状況

各府省別の公的統計調査における民間事業者の活用状況では、本数ベースで最も多いのは経済産業省で 27 本、次いで国土交通省 16 本となっている。以下、内閣府 11 本、厚生労働省と農林水産省が 10 本、総務省と環境省が 7 本となっている。2014 年度に比べて内閣府が 3 本増えた。

契約金額ベースでみると、最も契約金額の多いのは経済産業省 28.8 億、次いで総務省 9.6 億、厚生労働省 5.4 億、国土交通省 5.3 億、農林水産省 3.9 億、内閣府 3.7 億である。経済産業省の突出は前述したとおり、「経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査)」の影響が大きい、民間委託の本数が多いことにも

よる。

2011年度からの推移を本数ベースで見ると、毎年90本前後の民間委託がされており、その中で経済産業省は2011年度からの5年間でもコンスタントに20本以上あり、特にこの3年間は多い。次いで国土交通省は20本前後の本数を民間委託しているが、この2年間は減少となっている。内閣府は2年ぶりに2桁となり、続いて厚生労働省、農林水産省は例年10本前後の委託となっている。

表 I -3-4 府省別の状況(①本数、②契約金額：億円)、( )内は構成比：%

	①本数					②契約金額：億円				
	2011	2012	2013	2014	2015	2011	2012	2013	2014	2015
内閣府	8	11	12	8	11	3.8	5.6	3.4	3.1	3.7
総務省	7	11	5	7	7	10.4	10.2	8.3	8.8	9.6
財務省	1	1	2	1	1	0.2	0.2	0.3	0.5	0.4
文部科学省	1	1	2	1	2	0.05	0.05	0.2	0.1	0.3
厚生労働省	10	8	13	10	10	6.6	3.2	5.3	3.4	5.4
農林水産省	11	17	9	10	10	2.6	2.2	2.6	2.7	3.9
経済産業省	23	25	27	28	27	23.4	27.8	13.1	30.1	28.8
国土交通省	16	23	22	18	16	5.4	10.5	7.1	5.3	5.3
環境省	6	9	5	6	7	0.6	1.6	0.5	1.9	2.5
法務省	1	—	—	—	—	0.07	—	—	—	—
合計	84	106	97	89	91	53.1	61.4	40.6	56.6	60.1

注1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注2 「非公表」3件を除いた本数、金額である。

### 3.1.5 契約金額の価格帯別状況

契約金額の価格帯で見ると、「1千万円未満」が最も多く34本(37%)、「1～5千万円未満」は31本(34%)、全体の7割超は「5千万円未満」となっており前年度とあまり変わらない。「5千万円以上1億円未満」は9本(10%)、「1億円以上」は15本(16%)となり、2年連続で「1億円以上」が増加した。大型の公的統計調査が増えた結果である。

契約金額「1億円以上」の公的統計調査15本の府省別本数は、経済産業省6本、総務省3本、農林水産省2本、内閣府・厚生労働省・国土交通省・環境省が各1本である。3.1.4「府省別の状況」で経済産業省の契約金額が他府省を引き離して突出している所以である。



表 I-3-5 契約金額の価格帯(本数、構成比)、( )内は構成比:%

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
1千万円未満	36(43)	43(45)	43(45)	36(41)	34(37)
1～5千万円未満	23(28)	29(31)	29(31)	26(30)	31(34)
5千万～1億円未満	11(13)	8(8)	14(15)	13(15)	9(10)
1億円以上	12(14)	13(14)	9(9)	12(14)	15(16)
非公表	1(1)	2(2)	0(0)	0(0)	3(3)
合計	83(100)	95(100)	95(100)	87(100)	92(100)

注1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注2 2011年度：契約金額が2調査1件のものがあるため、合計83本で表記。

2012年度：契約金額が複数本で1件のものがあるため、合計95本で表記

2013年度：契約金額が3本で1件のものがあるため、合計95本で表記。

2014年度：契約金額が3本で1件のものがあるため、合計87本で表記。

2015年度：契約金額が3本で1件のものがあるため、合計92本で表記。

### 3.1.6 調査手法別の状況

民間事業者を活用した公的統計調査を調査手法別にみると、単一の調査手法を採用しているのは29本(31%)で2014年度の27本(30%)よりやや増えた感はあるが、これは単一手法としての調査員調査が4本増えたことによる。全体としては手法が複数手法へ広がっていることに変わりはない。2014年度に比べ際立って増減が多い複数手法は、「郵送・オンライン調査」で4件及び「郵送・オンライン・FAX調査」で3件で、郵送調査とオンライン調査の併用が増加傾向と分かる。最も多い組み合わせは、「郵送調査・オンライン調査」の42本(45%)であり、表I-3-7の併用型のタイプ別では、「郵送調査を含むタイプ」64本(68%)、「オンライン調査を含むタイプ」61本(65%)と郵送調査とオンライン調査を多く併用していることがわかる。また調査手法の主力・補完別を表した表I-3-8においても、オンライン調査の本数がますます増えている。平成27年国勢調査オンライン調査が先行して導入され、他の公的統計調査においてもオンライン調査を積極的に活用することにより回収率をあげ効率的に実施していこうとする意図が窺える。

またこの表I-3-8から見えることは、主力手法としての郵送調査は増えたものの、他は2014年度と比べてあまり変化がないのに補完手法としては調査員・オンライン・FAX調査が増えている。つまり複数の手法を活用することで回収率をあげようとする動きが伺える。民間企業も、さまざまな手法に熟知して品質を維持することが求められている。

表 I -3-6 調査手法別状況(本数)、( )内は構成比:%

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
調査員調査	6( 7)	7( 7)	6( 6)	5( 6)	9( 10)
郵送調査	25( 30)	28( 26)	33( 34)	20( 22)	18( 19)
オンライン調査	2( 2)	5( 5)	2( 2)	2( 2)	2( 2)
調査員・オンライン	0( 0)	0( 0)	0( 0)	1( 1)	1( 1)
郵送・調査員調査	7( 8)	6( 6)	6( 6)	7( 8)	4( 4)
郵送・オンライン調査	33( 39)	45( 42)	38( 39)	38( 43)	42( 45)
郵送・オンライン(電子メール)	1( 1)	2( 2)	0( 0)	2( 2)	1( 1)
郵送・FAX調査	1( 1)	1( 1)	2( 2)	1( 1)	0( 0)
郵送・オンライン・FAX調査	5( 6)	6( 6)	7( 7)	7( 8)	10( 11)
郵送・オンライン・調査員調査	1( 1)	0( 0)	0( 0)	3( 3)	4( 4)
郵送・調査員・オンライン・FAX調査	1( 1)	2( 2)	2( 2)	2( 2)	2( 2)
オンライン・電話・FAX調査	1( 1)	1( 1)	1( 1)	1( 1)	0( 0)
郵送・調査員・オンライン・電話・FAX調査	1( 1)	1( 1)	1( 1)	1( 1)	1( 1)
その他	1( 1)	3( 3)	0( 0)	0( 0)	0( 0)
合計	84(100)	106(100)	97(100)	89(100)	94(100)

注1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注2 2012年度の「その他3本」は、「郵送、FAX、電子メール」「郵送、ヒアリング」「資料収集」が各1本。

注3 「電子メール」はオンラインの範疇に入れる。

注4 「非公表」3件を加えた数字である。

表 I -3-7 単独手法を除く調査手法併用型のタイプ別(本数)、( )内は構成比:%

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
①調査員調査を含むタイプ <sup>°</sup>	9( 11)	8( 8)	8( 8)	13( 15)	12( 13)
②郵送調査を含むタイプ <sup>°</sup>	50( 60)	64( 60)	55( 57)	60( 67)	64( 68)
③オンライン調査を含むタイプ <sup>°</sup>	42( 50)	56( 53)	48( 49)	54( 57)	61( 65)

注1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

表 I -3-8 2014 年度調査手法の主力・補完別(本数)

	2013 年度			2014 年度			2015 年度		
	主力	補完	計	主力	補完	計	主力	補完	計
調査員	10	4	14	12	6	18	13	8	21
郵送	84	4	88	73	7	80	78	4	82
オンライン	3	47	50	3	53	56	3	60	63
FAX	0	13	13	0	11	11	0	13	13
電話	0	1	1	0	1	1	0	1	1

注 JMRA 調査(「畜産物市況情報の調査」はオンライン主力としている)。

### 3.1.7 調査周期別の状況

民間事業者を活用した公的統計調査を調査周期別にみると、「毎年」実施している調査が 45 本(48%)で一番多く、2014 年度に比べ 1 減である。次いで毎月調査が 20 本(21%)ある。これら 2 つの周期調査と「四半期」「半年」を加えた 1 年以内の周期調査は 73 本あり、全体の 78%を占める。この割合はここ 3 年変わらない。一方今回増えた調査として 2 年ものに航空旅客実態調査(国土交通省)等、3 年ものに介護事業実態調査(厚生労働省)等、5 年ものに経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査)がある。

表 I -3-9 調査周期別の状況(本数)、( )内は構成比:%

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
毎月	22( 26 )	23( 22 )	18( 19 )	20( 22 )	20( 21 )
四半期	5( 6 )	5( 5 )	5( 5 )	5( 6 )	5( 5 )
半年	3( 4 )	3( 3 )	3( 3 )	2( 2 )	3( 3 )
毎年	34( 40 )	48( 45 )	51( 53 )	46( 52 )	45( 48 )
2 年	6( 7 )	1( 1 )	4( 4 )	3( 3 )	6( 6 )
3 年	4( 5 )	1( 1 )	1( 1 )	1( 1 )	3( 3 )
4 年	1( 1 )	0( 0 )	0( 0 )	0( 0 )	0( 0 )
5 年	3( 4 )	18( 17 )	9( 9 )	3( 3 )	4( 4 )
10 年	0( 0 )	0( 0 )	0( 0 )	0( 0 )	0( 0 )
不定期	1( 1 )	0( 0 )	1( 1 )	1( 1 )	1( 1 )
一回限り	4( 5 )	6( 6 )	4( 4 )	7( 8 )	6( 6 )
その他	1( 1 )	1( 1 )	1( 1 )	1( 1 )	1( 1 )
合計	84( 100 )	106( 100 )	97( 100 )	89( 100 )	94( 100 )

注 1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注 2 「非公表」3 件を加えた数字である。

### 3.1.8 契約の根拠法別の状況

2015年度の民間事業者を活用した公的統計調査は、公サ法に基づく民間開放が17本(18%)、会計法に基づく民間開放は77本(82%)であった。公サ法に基づく公的統計調査の民間委託は、2014年度に比べ1件減少した。これは巻末資料にもあるが、市場化テスト終了プロセスに該当する調査が出たことによる(「容器包装利用・製造等実態調査」)。市場化テストにおいて、良好な成果をあげていると評価された案件は、新プロセス及び終了プロセスに移行している。

なお本委員会では、公サ法に基づく公的統計調査は情報開示が明確で透明性が高く、一方会計法での公的統計調査は、中には優れた仕様書もあるものの、公サ法に基づく実施要項・仕様書に比べ完成度において劣り市場化テストに付したほうが良いという評価をしている。今後も公サ法案件が増えていくことを期待する。

表 I -3-10 契約の根拠法(本数)、( )内は構成比:%

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
公サ法	13( 15 )	15( 14 )	15( 15 )	18( 20 )	17( 18 )
会計法	71( 85 )	91( 86 )	82( 85 )	71( 80 )	77( 82 )
合計	84( 100 )	106( 100 )	97( 100 )	89( 100 )	94( 100 )

注1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注2 「非公表」3件を加えた数字である。

### 3.1.9 公共サービス改革法別に基づく民間委託の状況

公サ法に基づく民間委託は、8府省で合計17本、契約金額では12.1億円と前年より微増であった。

本数が最も多いのは農林水産省で5本、次いで経済産業省4本、総務省、厚生労働省が各2本、他の府省は1本となった。

契約金額では、2014年度と変わらず総務省が最多で3.9億円、以下、厚生労働省3.1億円、農林水産省1.9億円、経済産業省1.6億円となっている。

公サ法に基づく民間委託の契約金額12.12億円は、公的統計調査の民間委託の契約金額全体である60.1億円の20%となる。2014年度に比べ全体の金額が上がったため、公サ法案件の金額は増加したものの、比率としては下がっている。

表 I -3-11 公共サービス改革法に基づく府省別状況(①本数、②契約金額：百万円)

( )内は、構成比:%

	① 本数(上段) ② 契約金額：百万円(下段)				
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
内閣府	1 本 189( 27)	2 本 189( 17)	1 本 100( 9)	1 本 100( 8)	1 本 100( 8)
総務省	1 本 23( 3)	2 本 387( 35)	2 本 387(36)	2 本 389( 32)	2 本 389( 32)
財務省	1 本 23( 3)	1 本 23( 2)	1 本 23( 2)	1 本 53( 4)	1 本 40( 3)
厚生労働省	2 本 166( 24)	2 本 203( 18)	2 本 203(19)	2 本 203( 17)	2 本 311( 26)
農林水産省	5 本 174( 25)	5 本 185( 17)	5 本 185(17)	5 本 185( 15)	5 本 191( 16)
経済産業省	1 本 102( 15)	1 本 110( 10)	2 本 152(14)	5 本 257( 21)	4 本 161( 13)
国土交通省	1 本 3( 0)	1 本 3( 0)	1 本 3( 0)	1 本 3( 0)	1 本 3( 0)
環境省	1 本 15( 2)	1 本 5( 0)	1 本 16( 1)	1 本 16( 1)	1 本 16( 1)
合 計	13 本 695(100)	15 本 1,106(100)	15 本 1,071(100)	18 本 1,207(100)	17 本 1,212(100)

注1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

公サ法に基づく民間委託の委託先は、本数では「JMRA 会員社」が 10 本と最も多く、契約金額でも「JMRA 会員社」約 11 億円(91%)であり群を抜いている。公サ法に基づく実施要項、仕様書が「JMRA 会員社」にとって理解しやすく応札の動機づけになっている。「その他民間」「団体」はそれぞれ 3 本、4 本の受託であるが金額のウェイトは小さい。過去 5 年度の推移をみても同様の傾向であり、「JMRA 会員社」が公サ法案件を多く受注していることがわかる。JMRA としては今後とも引き続いて公サ法案件に注視していきたい。

表 I -3-12 公共サービス改革法に基づく委託先別状況(③本数、④契約金額)

( )内は、構成比:%

	③ 委託先本数(上段)				
	④ 委託先、契約金額：百万円(下段)				
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
JMRA 会員 社	6本 601(86)	11本 1,069(97)	11本 996(93)	11本 970(80)	10本 1,104(91)
シンクタンク	0	0	1本 42(4)	1本 42(3)	0本 0(0)
その他民間	6本 84(12)	3本 31(3)	2本 27(2)	2本 86(7)	3本 68(6)
団体	1本 9(1)	1本 6(1)	1本 6(1)	4本 108(9)	4本 40(3)
合計	13本 695(100)	15本 1,106(100)	15本 1,071(100)	18本 1,207(100)	17本 1,212(100)

注1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

## 3.1.10 複数年契約の状況

民間事業者を活用した公的統計調査の複数年契約は19本で、民間事業者を活用した公的統計調査全体の20%である。複数年契約の本数は農林水産省と経済産業省が5本と多く、次いで総務省3本、厚生労働省が2本の順となっている。また注意書きに記載してあるが、複数年契約は圧倒的に3年が多い。

2011年度からの推移をみると、少しずつ複数年契約が増えている。民間事業者の経営環境のためには複数年契約が良いことはいままでもない。

表 I -3-13 民間事業者を活用した公的統計調査における複数年契約の状況(本数)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
内閣府	0	0	1	1	1
総務省	4	4	3	3	3
財務省	1	1	1	1	1
厚生労働省	2	2	2	2	2
農林水産省	5	5	5	5	5
経済産業省	2	2	1	4	5
国土交通省	1	1	1	1	1
環境省	1	1	1	1	1
合計	16	16	15	18	19

注1 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注2 2015年度の複数年契約は、2年契約が1本、3年契約が14本、4年契約と5年契約が各2本となっている。

### 3.2 「その他調査」の受託実績

JMRA 会員社は、公的統計調査(基幹統計調査、一般統計調査)以外で、「意識調査・世論調査」や単発型の「計画策定調査」「調査研究」から発生するアンケート調査等を各府省から受託している。本委員会は、それらを「その他調査」として「調査インフラ等に関する実態調査」とは別に各社からの自己申告の方式で調べており、2015 年度も同様に実施した。

JMRA 会員社は各府省から 12 社が受託し、15 府省から受託数 93 本、受託金額約 7 億円となっている。1 本当たり単価は 761 万である。「その他調査」はその時々状況により多種多様で本数も金額も変わるが、JMRA 会員社の各府省(行政機関を含む)への浸透は、表 I-3-14 で見る限り引き続き堅調とみることができる。

表 I-3-14 JMRA 会員社の中央府省における「その他調査」受託実績

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
事業者数(社)	10	9	10	13	12
受託本数(本)	73	77	96	70	93
受託金額(万円)	114,548	89,410	75,793	65,863	70,745
受託単価(万円)	1,569	1,161	790	941	761

注 受託単価は 1 万円未満を四捨五入している。

また、「その他調査」では、独立行政法人(以下独法)・外郭団体と自治体についても調査を行った。下記表は、中央府省の受託本数、金額と独法・外郭団体・自治体の受託本数、金額を手法別に表したものである。中央府省の受託本数、金額は「民間事業者を活用した統計調査の一覧」(表 3-1-2)のうち JMRA 会員社が受託した本数、金額と、「その他調査」で府省からの受託本数、金額を合わせたものである。これによると、JMRA 会員社は、2015 年度中央府省、独法・外郭団体・自治体から 831 本、62 億 68 百万の受託をしたことになる。

表 I-3-15 業務手法別受託状況(2015 年度)(本数)

	合計	中央府省	独法・外郭・自治体
調査員調査	114	40	74
郵送調査	175	41	134
インターネット調査	290	26	264
その他手法調査	252	22	230
合計	831	129	702

表 I-3-16 業務手法別受託状況(2015年度) (金額:百万円)

	合 計	中央府省	独法・外郭・自治体
調査員調査	1,662	1,297	365
郵送調査	3,931	3,431	500
インターネット調査	335	66	269
その他手法調査	339	122	217
合 計	6,268	4,916	1,351

注 受託単価は百万円未満を四捨五入している。

### 3.3 まとめ (公的統計調査と「その他調査」)

2015年度の公的統計調査における民間開放の市場規模は60.1億円で、そのうちJMRA会員社の契約金額は約42億円と全体の70%を占めている。公的統計調査以外で府省を顧客とする「その他調査」では、12社が受託して93本、7億円を獲得している。公的統計調査と「その他調査」を合わせると、JMRA会員社は中央省庁から約49.2億円の調査業務を受託していることになる。また2015年度のみ調査であるが、表I-3-15、表I-3-16でみたように独法等を加えると62億68百万円の規模を公的機関から受託したことになる。

2011年度からの推移をみると、JMRA会員社の中央府省からの公的統計調査契約金額は2011年度32.9億円に比べて128%、42億となっており、「その他調査」を合わせた契約金額では、2011年度44.4億に比べて111%、49.2億となっている。JMRA会員社の各府省からの調査業務受託額は、2013年度の経済センサス未実施年を除けば一定の増加基調で推移している。

表 I-3-17 JMRA 会員社の中央省庁からの調査業務(受託金額:百万円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
公的統計	3,294(100)	3,661(111)	1,920(58)	3,810(116)	4,209(128)
「その他調査」	1,145(100)	894(78)	758(66)	659(58)	707(62)
合 計	4,439(100)	4,555(103)	2,678(60)	4,469(101)	4,916(111)

注 ( )内は、2011年度を100としての指数。



## 第4章 民間事業者のインフラ等の状況

— 「調査インフラ等に関する実態調査(2015年11月)」より —

### 4.1 調査の改訂

「調査インフラ等に関する実態調査」は今年度で8回目となり、正会員者124社に発送、63社から回答を得た。今回は公的統計調査等の民間委託が進む中で、JMRA 会員社の調査員の動向、ISO20252等の認証資格取得状況、社員及び調査員の教育・研修、郵送調査やインターネット調査調査等の実態把握について注力した。また会員社の回答負担も考慮し調査項目を減らしたことで、回収率は5割を超えた。第1回を除いて回収率は5割を切っていただけに、調査票改訂が功を奏したといえよう。

そして調査の実施状況について、手法ごとに細かく分析を試みた。伝統的手法の調査員調査の実態はどうか、国が重きをおこうとしている郵送調査の実態はどうか、民間のインターネット調査は国のオンライン調査に対応可能かについて把握を試みた。

### 4.2 ISO20252に関する状況(会員社の取り組みについて)

ISO20252の認知率は9割を越え高いものの取得率は1割に満たない。中小規模の事業者が多いという業界の事情があるといわざるを得ないが、非取得理由として「取得するメリットを感じられない」「クライアントが規格認証にこだわらない」「公的統計等官公庁の業務が少ない」「コストと人的な負担がかかる」ことがあがっており、またJMRAは品質管理について、マーケティング・リサーチ綱領の設定やJMRQS(JMRA:Marketing Research Quality Standard)という高い自主基準を設けて実施しており、それで十分という意見もある。

一方必要性については、「クライアントからの信頼性向上」「社内の品質管理、マネジメントの向上」が高い理由としてあがっている。それを裏付けるものとして、公的統計調査及び独立行政法人等の入札案件でISO20252認証が条件あるいは総合評価方式の加点になっている。また国も「公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月閣議決定)」に則り「公的統計の品質保証に関するガイドライン」について2016年(平成28年)3月23日に改定を行っている。

さらにISO20252認証協議会としても、2014年度より中小規模の会員社が取得しやすい「データ収集プロセスのみ」というプログラムを提供するようになった。クライアントのグローバルな要求、Webアナリシス(インターネット調査)の規格化といったことも進捗しており、会員社は取得に向けて具体的な検討を加速していただきたい。

### 4.3 会員社の調査員調査の状況

JMRAに加盟している正会員社130社の内、回答のあった63社の調査員の保有状況をみると、35社(55.6%)が各種調査に対応できる調査員を保有している(巻末資料「調査インフラ等に関する実態調査報告書」IV-1)。

調査員の保有数を調査手法別にみると、「訪問調査員」が26社、1社あたり380.1人で最も多く、以下、「ミステリーショッパー」19社232.6人、「電話調査」14社42.4人、「CLT」20社59.1人と続いている(表I-4-1参照)。

また、1社当たりのすべての手法を含む調査員平均保有人数は454.9人であり、全国で稼動可能な調査員数は、推計すると延べ約15,011人ということとなる。訪問調査員に限ってみれば延べ約9,882人となる(重複あり)。訪問調査員は昨年の調査では12,376人であったので約2割減となる。他の手法でも目減りはしており調査員調査が減少している影響とみてとれるが、調査員調査及び合計の調査員数ともに減少幅が大きいので来期の調査を注視していく必要がある。

表I-4-1 調査手法別保有調査員数

	全体(社)	平均(人)
訪問調査	26	380.1
ミステリーショッパー	19	232.6
電話調査	14	42.4
CLT	20	59.1
その他	16	89.4
合計	33	454.9

注 「ミステリーショッパー」とは覆面調査、  
「CLT」とはセントラルロケーションテストの略。

注 調査員保有社は35社であるが、うち33社からの回答。

#### 4.4 会員社の研修の状況

社員や調査員の研修実施内容については、「プライバシーマーク規定に基づく研修」が最上位で、社員95.2%、調査員47.6%であった。これは回答各社がプライバシーマークを取得して個人情報の保護の高まりのもと、研修を着実に実践していることの表れである。

社員に対して次に実施率が高いのは、「個別のスキルアップ研修」(57.1%)、事例報告研修(55.6%)である。研修の実施方式であるが、「社内で社員が研修を実施」とした割合が93.7%と高かった。次いで「社外での研修を受講」46.0%、「社内に外部講師を招聘して研修を実施」39.7%とあり活発な活動が見て取れる。

調査員の研修は概ねプライバシーマークに沿った研修(47.6%)であり、そのほかのスキルアップは20%前後となっている。その中で「ロールプレイング」が27%とあり、調査員に対して実務的な研修が有効と判断できる。

なお、社員や調査員の能力向上のために取り組んでいることは、「ミス・トラブルの再発防止のための情報共有」と「OJT」であり、ともに65.1%であった。

#### 4.5 会員社における社員等の資格

会員社社員の調査スキルの能力を測る資格として、日本統計学会の統計調査士・専門統計調査士、社会調査協会の社会調査士・専門社会調査士があり、その

資格保有の実態について調査をし巻末資料に詳細が掲載されている（「調査インフラ等に関する実態調査報告書」VI）。

専門統計調査士・統計調査士取得者は回答社で双方とも 227 人となっており、専門社会調査士・社会調査士取得者は 37 人、50 人となっている。会員社の統計調査士・専門統計調査士受験者は発足時より大幅に減ってきているが、これは会員社において多くの調査実務担当者が受験済みということで止むを得ない。会員社社員のキャリア底上げに一定程度寄与していると考えらるべきである。

また 2014 年度に引き続き「統計調査士・専門統計調査士受験対策講座」の認知・参加状況を調査した。認知度は 66.7%となり 2014 年度の 46.0%より大幅増加となった。しかし、そのうち参加した会社は 11.9%であった。統計調査士・専門統計調査士試験の難易度が格段に上がってきていることから講座の有効性が期待されているが、巻末資料の非参加理由（「調査インフラ等に関する実態調査報告書」VI-5）をみると、受験者が減ってきたことにより影響が出ている。

#### 4.6 調査手法別の実施状況と公的統計への参入意向

2014 年度の訪問調査の実施本数は 30 社 789 本、郵送調査は 36 社 1,015 本、インターネット調査は 21 社 25,303 本であった。いずれも JMRA 回答会員社の民間事業を含めた推計値であり、参考値として提示する。

国の業務への参入意向は「委託業務全般」で 65.1%があり、実査から集計までの一貫した事業の意向は 63.5%となっている。手法としては郵送調査(事業所・企業)、インターネット調査とも 50%あり、郵送調査（一般世帯・個人）も 42.1%ある。全省統一資格者が A から D 合わせて 44.5%でありながら、参入意向は約 20%高い。これらから見えることは、慎重に判断しながらも機会があれば参入したいということではないだろうか。なお事業拡大の対策としては、人材の育成を筆頭に人材に関する課題が大きなウェイトを占めている。

また各府省の要望に応える目的で、民間委託についてどの程度のキャパシティがあるかを調べるため、「府省からの委託業務で自社が対応可能な最大サンプル数」という設問を設定した。その結果平均値であるが、訪問調査(一般世帯・個人)では約 1.1 万サンプル、郵送調査(事業所・企業)では 26.8 万サンプルとなった。国勢調査のような大規模な調査は論外としても、この程度の調査規模であれば、共同事業体で実施することも含めて十分に対応可能と言える。

#### 4.7 会員社の資格

中央府省の入札に必要な参加資格「中央省庁全省統一資格」に登録している会員社は、28 社 44.5%で昨年 26 社 41.3%より上がっている。内訳は「A ランク」3 社、「B ランク」7 社、「C ランク」17 社、「D ランク」1 社であった。未登録等が 55.6%となっている。「A ランク」「B ランク」合わせて 10 社であり、昨年と変わらない。ただし国や自治体等へ民間事業者の参入のためには資格取得が必要であり登録社数が増えていることは評価したい。国や自治体の動向を引き続き注視し、

ビジネスチャンスを見失わず積極的に参入し、業界全体として力をつけていくことが肝要である。

また「中央省庁全省統一資格」の改善ということで紙面を割きたい。資格要件の緩和をすることで参入をしやすくすることも必要ではあるが、品質劣化というリスクもはらんでいる。それを防止するためにプライバシーマークや ISO20252 等の認証規格を必須とすることも一案である。さらに現在の売上等の決算指標に加えて、障がい者雇用率等の法定義務遵守状況や、女性に関する指標(女性雇用率、女性管理職率、女性役員の有無等)、男性の育児休暇取得率、CSR活動等会社のガバナンスや多様性に関わる姿勢も検討してはどうだろうか。

## 第5章 2015年度の総括と今後の展望

### 5.1 公的統計調査の民間委託概観

#### 5.1.1 民間委託の状況

2015年度に民間委託された公的統計調査は、JMRAの調べでは91本、契約金額は60.1億円である(表I-3-1)。本数、金額とも前年を上回り、5年間のトレンドでも民間委託が順調に推移している。また公的統計調査以外の「その他の調査」、及び本レポートで未掲載の各自治体、外郭団体、独立行政法人からの民間委託を考慮に入れると、かなりの本数、金額が民間委託されているとみることができる。JMRAが受託した調査は、公的統計調査、「その他調査」合わせると49億にのぼり(表I-3-17)、それを裏付ける。民間委託の更なる増加に対して、民間事業者も確実な体制を整備して対応することが求められる。

#### 5.1.2 民間事業者の状況

民間事業者のうちJMRA会員社の公的統計調査への対応状況は、第4章でみたとおりである。本委員会ができて8年間、体力はどの程度まで整備されたのだろうか。2008年調査(「公的統計市場に関する年次レポート2008」と比較すると、競争入札参加資格保有(中央府省)は23.3%から44.5%になっている。調査項目が一定ではないのでその他の仔細の検討はできないが、調査員項目は比較でき、調査員保有率は60.3%から55.6%、訪問調査対応会社は40社から26社と減少している。今まで見たとおり、郵送調査、オンライン調査へのシフトが進んでいることが明らかになっている。郵送調査、オンライン調査については、調査項目が2014年度から調査改定が行われており現時点では比較できないが、「2015年度公的統計調査の民間委託状況 3.1.6 調査手法別の状況」でみたとおり、民間委託が年々増える傾向に民間事業者は対応しているといえよう。ただし、国の要請は、規模の大きい公的統計調査に対応できるか、ということであるので、引き続き国の動向を注視して積極的に体制を構築することが必至である。

調査会社にとって基盤整備の要は人材である。新規の人材募集には限りがあるので現有的人材の育成が中心となり、また異業種の会社が調査事業に挑むにしても人材育成が第一である。研修やスキルアップについては社内研修が主であり、

内容はプライバシーマークのウェイトが高い。そしてそれらを支える個人のスキルとして、統計調査士、専門統計調査士の資格取得があげられる。プライバシーマークも統計調査士、専門統計調査士も制度として定着した感があるので資格を積極的に活用することで、実務に生かし品質管理に生かしていくべきである。

また民間事業者の基盤整備を進める ISO20252 認証は、取得会社は 8 社(2016 年 5 月現在)となっている。ISO20252 認証協議会では、10 社取得へ向けてプログラムを改訂したが、業界の零細な中小規模の会社ではなかなか取得することが困難である。ただし「第Ⅱ期基本計画」でも公的統計調査の民間委託に際しプロセス保証を検討するとあり、民間事業者とりわけ JMRA 会員社にとっては資格を有して品質を維持し基盤整備の要とすることが必要である。

### 5.1.3 仕様書及び入札制度について

今年度ガイドライン推進小委員会が採用した「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」(総務省公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会)は、公サ法に則る実施要項作成にあたっての手引きである。この通り作成すれば、競争性が高まり、透明性の高い入札ができるというものである。ガイドライン推進小委員会は今年度これをもとに仕様書の分析を試みた。すべての仕様書がこの通りになれば、民間事業者としては大変わかり易いし、応札の判断材料ともなる。入札の透明性を高め、民間事業者の創意工夫を発揮できるようにというこの試みは、公的統計調査については成功していると評価でき、昨年この項で掲げた次の項目は解決できるのではないか。

- ・実績情報の開示(見積もりが可能な情報開示ができているか)
- ・リスク情報の開示(品質目標の難易度や仕様書で読み取れない事項は何か)
- ・品質担保の内容(特に新規案件の場合、品質目標の妥当性根拠は何か)

また、一者応札の改善、低価値品質劣化の防止策にもつながる。公サ法案件のみならず、会計法案件についても是非検討し、採用していただきたい。

## 5.2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関して

2014 年度より第Ⅱ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」が制定されて 2 年がたつ。昨年は総務省において、政策統括官主催のもと各府省関係者で構成するワーキンググループと、プロセス保証の考え方を導入することについて意見交換会を実施した。その結果を踏まえ、2016 年 3 月 23 日に「公的統計の品質保証に関するガイドライン」改訂版が公表された。

今年度は、「『公的統計の品質保証に関するガイドライン』におけるプロセス保証の導入状況をふまえ、『統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン』に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する」と計画されたことに対しての最終年度となる(「第Ⅱ期基本計画」別紙 2「平成 28 年度末までに結論を得る」)。よって、国との積極的な議論を経る中で、また ISO20252 認証協議会と委員会連携を継続し、公的統計調査の品質を担保する仕組みの提案と現実的

な方向性を模索していきたい。

### 5.3 民間事業者の公的統計調査への対応

「調査インフラ等に関する実態調査」において、国から公的統計調査の受託を目指す意向については、今年度は「積極的に参入したい」「条件によっては参入したい」トップ2で65.1%となり、昨年度53.9%、一昨年度44.4%から大幅に上昇している。業務タイプも「実査から集計までの業務一貫型」63.5%と昨年度55.6%、一昨年度49.2%と上昇し、前向きな姿勢が目につく。業界での公的統計調査活動に係るプレゼンスの向上とみていいのかもしれない。また国の入札制度の改善も当然あるだろう。この大きな変化をさらにつなげていき、民間委託の確実な受け皿にしたい。

手法別にみると、郵送調査とインターネット調査に参入を希望している。インターネット調査はひとまず置いておくとして、郵送調査の可能な調査規模は26万サンプル、訪問調査では1.1万サンプルとしている。これをもって国の公的統計調査の万全な受け皿とはならないが、共同事業体や事業連携等体制面の工夫をしながら対応していくことが肝要である。

また品質管理という点で、ISO20252取得をベースに、社員のスキルとしては統計調査士、専門統計調査士の資格取得を引き続き推奨していくことも重要である。

公的統計調査の民間委託は、既にみたように増えることはあっても減ることはないであろう。国は、統計の重要さと国の財政という観点から、民間企業の力とノウハウを活かしたいと望んでいる。幸い、JMRAは長い歴史の中で品質を大事にし調査事業を拡大してきた。JMRA会員社はその経験を活かし、今後も公的統計調査事業に取り組むであろう。JMRA並びに本委員会としては、引き続き産官学で綿密な連携を取り、公的統計調査の品質が確実に担保されるために努力をしたい。